

特別控除

次の①②の「控除の種類」にあてはまる場合は、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

① 「申込世帯の合計所得金額」から控除できるもの

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方
ア	老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方(※1参照)
イ	特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の方(※1参照)
ウ	障害者控除	1人につき 27万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判断された方を含む) 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方 65歳以上の方(※1参照)で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている方
エ	特別障害者控除	1人につき 40万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 精神上的障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 65歳以上(※1参照)の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている方

(注)エの特別障害者控除を受ける方は、ウの障害者控除を合わせて受けることはできません。

①の特別控除金額の合計

万円 → 本誌167ページの特別控除金額①へ

※1 申込日(あき家入居者待機者募集の場合は申込期間の最終日)における満年齢

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、「その方の所得金額」から控除できるもの

(ただし、その方の所得が特別控除金額に満たない場合は、その所得金額のみ控除できます)

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方
オ	寡婦控除	27万円	<p>申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性</p> <ol style="list-style-type: none"> 扶養親族または生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有する女性 年間所得金額が500万円以下の女性(1の「扶養親族・子」のいない方もあてはまりますが、離婚した場合は除きます)
カ	寡夫控除	27万円	<p>申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性</p> <p>生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有し、かつ年間所得金額が500万円以下の男性</p>

②の特別控除金額の合計

万円 → 本誌167ページの特別控除金額②へ

